



2017年8月22日

各位

会社名 ソレイジア・ファーマ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 荒井 好裕  
(コード番号：4597 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 宮下敏雄  
(TEL. 03-6721-8317)

## ベンチャーキャピタルによる当社株式の所有割合の低下に関するお知らせ

当社株主であるベンチャーキャピタル等による当社株式の所有割合が低下し、当社が、2017年2月20日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出した上場申請のための有価証券報告書、並びに、2017年2月20日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び2017年3月31日に関東財務局長に提出した第9期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書等」といいます。）において「事業等のリスク」として記載している「ベンチャーキャピタルによる株式保有に関する事項」を、今後、記載しない見込みとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 概要

当社は、本有価証券報告書等において、「事業等のリスク」として、以下のとおり、「ベンチャーキャピタルによる株式保有に関する事項」を記載しております。

- ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」といいます。）が所有する当社株式数及び所有割合  
2017年2月20日現在 30,291,947株 46.9%  
2017年3月31日現在 30,291,947株 36.0%
- 一般的に、ベンチャーキャピタル等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあること。
- 当社株主であるベンチャーキャピタル等についても、当社株式上場後に所有する株式の全部又は一部を売却する可能性があること。
- 当社株主であるベンチャーキャピタル等による株式売却が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があること。

しかしながら、以下の「2. 経緯」に記載のとおり、ベンチャーキャピタル等が所有する当社株式数は6,616,030株、当社株式の所有割合は7.6%に低下しております。ベンチャーキャピタル等による当社株式の所有割合がこの水準まで低下したことから、今後、第10期有価証券報告書において、「事業等のリスク」として「ベンチャーキャピタルによる株式保有に関する事項」を記載しない見込みとなりました。

## 2. 経緯

当社は、2017年6月28日、当社の主要株主でありその他の関係会社であったJapanBridge (Ireland) Limited (以下「JBIr社」といいます。) から、JBIr社が保有する当社株式を野村證券株式会社へ譲渡する予定であり、当該譲渡が完了した場合には、JBIr社の総株主の議決権の数に対する割合(注)は7.93%に低下する見込みである旨の連絡を受け、また、その後、当社は、JBIr社から関東財務局長に対して2017年6月28日付け変更報告書が提出されたことを確認し、当該変更報告書によれば、2017年6月22日付けでJBIr社の当社株式の株券等保有割合が20%を下回るとのことであったため、当社は、JBIr社が、その他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主に該当しない見込みとなったことを確認いたしました。詳細は、当社が開示した2017年6月28日付け「主要株主の異動の予定に関するお知らせ」及び2017年6月29日付け「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、2017年4月25日現在の発行済株式総数87,611,403株から2017年3月31日現在の議決権を有しない株式数1,303株を控除した総株主の議決権の数876,101個を基準として計算しております。

その後、当社は、JBIr社から関東財務局長に対して2017年7月3日付け変更報告書(短期大量譲渡)が提出されたことを確認し、当該変更報告書によれば、JBIr社による当社株式の株券等保有割合が0%となったとを確認いたしました。

最終的に、当社は、2017年6月30日現在の当社株主名簿、並びに、当該変更報告書(短期大量譲渡)及びその他のベンチャーキャピタル等による株式の所有状況等を確認した結果、ベンチャーキャピタル等による当社株式の所有割合が7.6%に低下したことを確認いたしました。

このベンチャーキャピタル等による当社株式の所有割合の低下の主たる要因は、当社の

主要株主でありその他の関係会社であったJBIR社が所有していた当社株式数が、当社株式が上場した2017年3月24日時点で21,058,018株（その株券等保有割合は25.06%）であったところ、上記のとおり、JBIR社が、当該株式の全部を第三者に売却したため、JBIR社が所有する当社株式数が0株、当社株式の所有割合が0%となったことによるものです。なお、JBIR社は、米国のベンチャーキャピタルであるMPM Capitalが運営する投資ファンドの子会社であり、JBIR社は、伊藤忠商事株式会社とともに当社創業以来の主要出資者でした。

なお、JBIR社により当該売却がなされた当社株式合計21,058,018株のうち308,182株は、JBIR社が、当社の新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、当社がJBIR社に対して第三者割当の方法により割り当てた新株予約権の行使等によって取得したものであるため、当社とJBIR社との間では、有価証券上場規程第217条及び有価証券上場規程施行規則第257条に基づき、JBIR社が、当該株式につき、当社株式上場日（2017年3月24日）以後6か月間を経過する日までの間、第三者に売却等を行わない旨、仮に当該株式につき第三者に売却等を行う場合には、JBIR社は事前に当社に対して書面による通知を行う必要がある旨等が確約（いわゆるロックアップ合意）されております。しかしながら、当社は、JBIR社から、当該確約に基づく事前の通知を受けないまま、2017年6月30日に、JBIR社から、当該株式について売却を行った旨の通知を事後的に受けたため、当該売却は当該確約に違反するものであったとして、当社は、MPM Capital及びJBIR社に対して厳重な抗議を行ってまいりました。なお、当社は、MPM Capital及びJBIR社とのやり取りに時間を要したため、本日付で、有価証券上場規程第217条及び有価証券上場規程施行規則第257条に基づき、東京証券取引所に対して当該確約違反の譲渡に関する報告書を提出しております。

### 3. 今後の見通し

本件による当社の経営及び業績への影響はございません。

以上